

フレックスタイム制に関する労使協定

と は、フレックスタイム制に関し、次のとおり協定する。

第1条（適用対象者）

全従業員にフレックスタイム制を採用する。

第2条（清算期間）

労働時間の清算期間は、毎月 日から 日までの1箇月とする。

第3条（所定労働時間）

清算期間における所定労働時間は、清算期間を平均して1週40時間の範囲内で、1日8時間に清算期間中の所定労働日数を乗じて得られた時間数とする。

第4条（1日の標準労働時間）

1日の標準労働時間は8時間とする。

第5条（コアタイム）

従業員が必ず勤務しなければならない時間帯は 時から 時までとする。

第6条（フレキシブルタイム）

従業員の自主的決定に委ねる時間帯は、次のとおりである。

始業時間帯 時から 時

終業時間帯 時から 時

第7条（過不足の清算）

フレックスタイム制の対象となる従業員が清算期間における法定労働時間を超えて労働した場合は、時間労働外割増賃金を支払う。

2 フレックスタイム制の対象となる従業員の実労働時間が、清算期間における法定労働時間に不足したときは、不足した時間を次の清算期間に法定労働時間の範囲内で繰り越す。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに会社または従業員代表のいずれからも改定の申出がない場合は、1年ごとに自動更新する。

平成 年 月 日

(使用者)

㊞

(従業員代表)

㊞